消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について(取引先の皆様へ)

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和5年10月1日より、消費税の 仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が開始されます。 同制度のもとでは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」 等の保存が、課税事業者(一般課税)の本学では仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、すでに開始されておりますので、取引先の皆様におかれましては、登録のご検討をお願い申し上げます。(令和5年10月1日から適格請求書を交付するためには令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります)

≪情報提供≫

■制度に関するご案内(制度全般)

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa 01.htm

- ■制度に関するご案内(免税事業者(講師謝金・翻訳謝金等の受給者も対象)向け) 【国税庁 免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!】 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf
- ■免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A 【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下にお知らせい たします。

適格請求書発行事業者登録番号 : T4012405001287

氏名又は名称 : 国立大学法人東京外国語大学

本店又は主たる事務所の所在地 : 東京都府中市朝日町3丁目11番1号